

【第1報・最終】 亀山PA駐車場・保安員黄旗とお客様車両の接触事案

 $\langle 1/2 \rangle$

【発生日時】 2026年6月23日（火）9：50頃

【発生場所】 東名阪自動車道 下り線 亀山PA

【件 名】 2026年度 東名阪自動車道 管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋（株）

【概 要】 補修隊（3名＋保安1名）のP A駐車場の混在駐車マスにおいて、保安員所持の黄旗が、停車中の一般車両（大型トラック・箱車）に接触し、相手方運転手より対応を求められたもの。

※以下詳細箇条

- ・保安員が規制用コーンを両手で横向きに抱え、黄旗を左手に持ったまま移動
- ・大型トラックの運転席ドア前まで移動後、コーンを一旦仮置きする為、保安員が屈んだ際に、黄旗が体に併せておじぎする形となり、黄旗の先端が大型トラックの運転席ドアに（窓の下辺り）接触 ※再現写真参照
- ・ドアに接触した音で、大型トラックに乗車していた相手方運転手が気づき、メンテ従事者に対して接触したことに対して、対応を求めた
- ・運転手は自身が見つけた引っかき傷が、接触箇所と訴えたが、保安員としては黄旗が接触したと考えられる箇所ではなかった
- ・運転手との口論になりかけたので、保安員は一次会社を通してメンテに連絡
- ・職員が現場に向かうことを運転手に告げたが、到着まで20分かかる旨を伝達したところ運転手は「待てない。問題があれば連絡する」と相手方より申し出があり、双方で連絡先を交換したのち、相手方は現場を離脱

【被害状況】 人の被害：双方無し

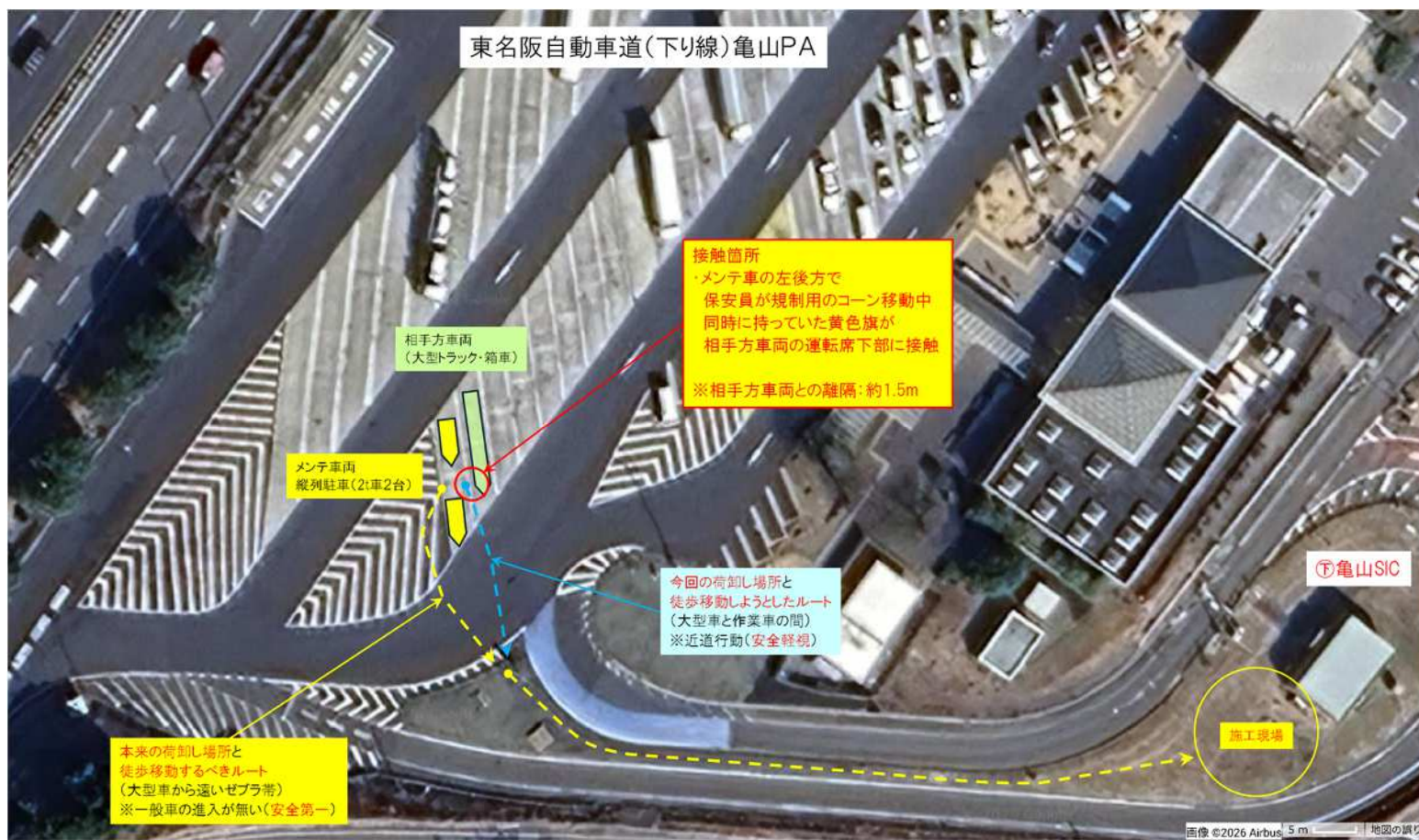
物的被害：相手方）大型トラック（箱型）の運転席ドアの下部に黄旗が接触
※傷不明

※補足

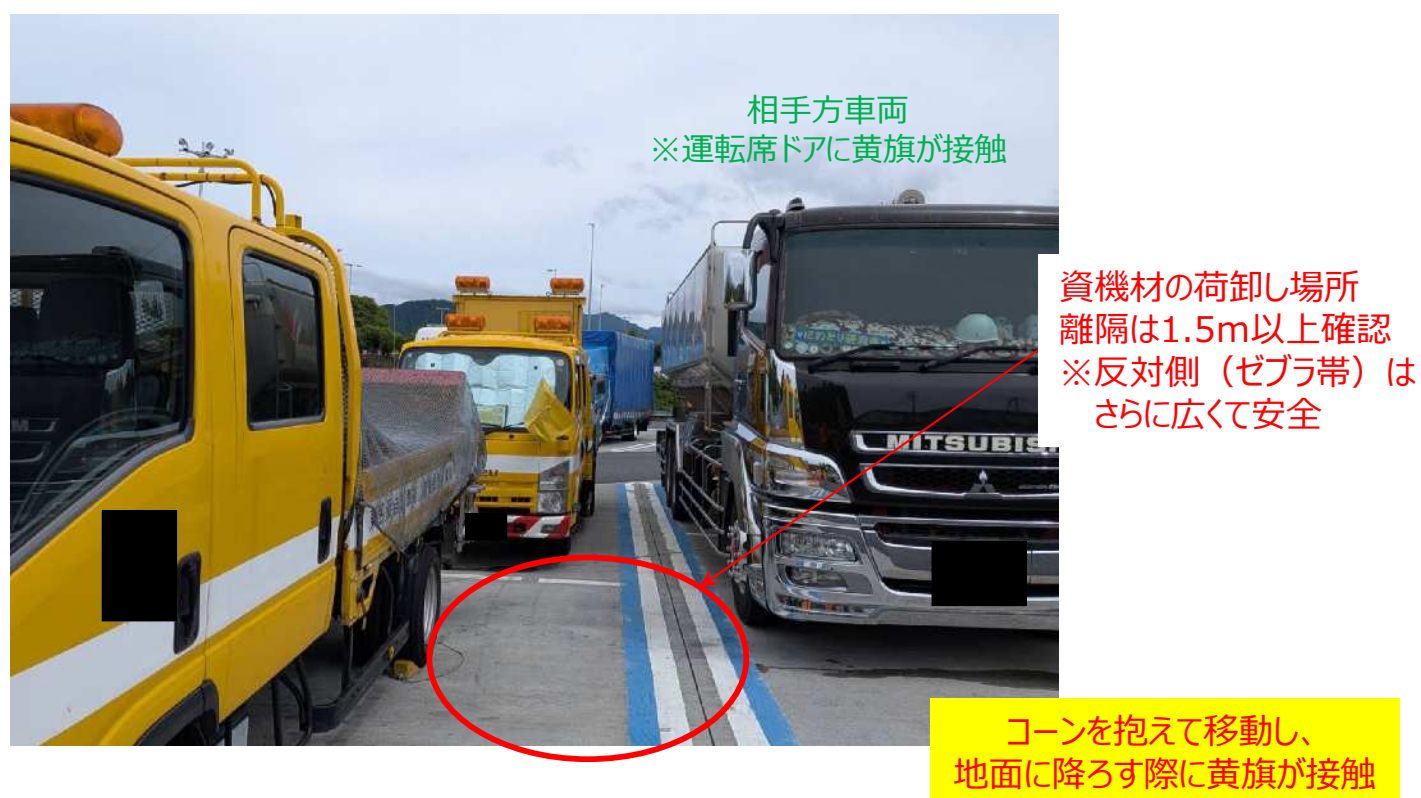
- ・相手方の運転席ドアに黄旗の先端が接触した
- ・黄旗が接触した場所については、双方に認識違いがある
- ・明確な接触痕は確認できていない

- ・保安員（監視員）と規制員の役割を明確にする。
- ・保安業務と規制材運搬業務を同時に行わず、黄旗を置いたうえで規制材を運搬するなど、一つひとつの作業を確実に実施することを徹底。
- ・車両近傍で作業を行う際は、作業前に周囲状況と携行資機材の動きを確認し、接触リスクを予測したうえで行動することの徹底。（近道行動が無いよう再教育）
- ・上記について安全教育を実施し、KY活動や朝礼においても継続して周知する。

【位置図】



【車両位置状況】



【相手方車両の運転席ドア】



【運転席ドア拡大】



【保安員の移動時再現】

